

時事新報

軍事獎勵の概略

國家陸海軍を振興するの道を講ずるも久し今度海軍の大演習に天皇陛下親から三軍を統べさせられ...

及んで之を振起せんとするもあれば決して其望なきに非ず特に今回の大演習の如き世上一般の人をして軍事に注目せしむるの好時機にして天皇陛下の親臨を以て此際にも重きを加ふるは固より以て申すに及ばず...

官報

明治廿三年三月廿七日

閣各省官制通則ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
御名 御璽
内閣總理大臣兼内務大臣 伯山 有朋
海軍大臣 伯山 有朋

第一條 本則中各省トアルハ外務省内務省大藏省陸軍省海軍省司法省文部省農商務省通商省合稱ス...

參事官秘書官書記官試補官第十七條 各省ニ次官一人ヲ置ク勅任トス...

第一條 陸軍大臣ハ陸軍軍政ヲ管理シ軍人軍馬ヲ統督シ及所轄諸部ヲ監督ス...

陸軍大臣 伯山 有朋
陸軍大臣 伯山 有朋
陸軍大臣 伯山 有朋